

地方就職に係る地方自治体等の支援施策の情報

【奨学金返済免除・支援】

更新日：2017/12/25

No	エリア	道府県	市区町村	名称	受付期間	対象者	概要	
1	北海道・東北	北海道	富良野市	富良野市育英基金	平成30年3月31日まで	高等専門学校生、大学生（大学院生を除く）、専修学校生	大学等卒業後1年以内に富良野市に戻り、居住し就職した人を対象に育英基金の償還を免除する制度	
2			雄武町	医師・保健医療技術者修学資金貸付事業		医師や保健医療技術者の資格取得を目指している者のうち、資格取得後に雄武町職員として勤務することを希望している者	将来医師、保健医療技術者（薬剤師、看護師等）となり雄武町の職員として勤務しようとする者に対し、医学等の修学に必要な資金の貸付を行う。卒業後3ヶ月以内（医師は2年以内）に町職員となり、かつ在職期間が貸付期間に達したとき、貸付金の返還が免除となる。	
3			北広島市	北広島市ふるさと奨学金返還支援補助金交付事業	平成29年5月1日～平成30年3月30日（先着30名）	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在学中で、卒業後に日本学生支援機構の奨学金の返還を予定している方（市内に定住する意思があり、かつ、平成30年度に就職を予定している方に限る。）	在学中に登録手続を行い、卒業後に就職し、かつ、市内に定住した方に対し、奨学金の返還の補助として月1万円（最大36万円分）を補助するものである。	
12		岩手県	北上市	北上市奨学金 地元就業支援奨学金返還減免制度	随時	北上市奨学金の貸与を受けていた者で、卒業後、就業し（市内外問わない）、北上市へ居住した者。	北上市奨学金貸与を受けていた者が、就業し、北上市へ居住した場合、年間の返還額の2分の1を減免。ただし、貸与総額の20分の1を上限とする。	
17			一関市	一関市介護人材確保奨学金補助金	平成29年6月12日(月)～平成29年7月12日(水)	市内の介護サービス事業所に5年以上勤務する予定の介護福祉士、社会福祉士等の有資格者に対し、その資格を取得するため奨学金を借り入れて学校等で修学し、現在奨学金を返還している方を対象に、奨学金返還額について補助金を交付するもの。		
22		秋田県	-	秋田県内就職者向け奨学金返還助成	平成29年4月1日～平成30年3月31日	原則平成29年4月1日以降に秋田県内に就職した方	県内企業に就職する場合、3年間で最大60万円の助成を受けることができます。各種条件などはURLからご確認ください。	
24		山形県	上山市	山形県若者定着奨学金返還支援事業	平成29年6月1日～7月14日（市町村連携枠2次募集中） ※来年度対象者の募集は今年の冬頃に予定しています。	平成29年度大学等在学者で日本学生支援機構第二種奨学金又は上山市奨学金の貸与を受けている方（卒業後、県内居住・就業等の要件があります）。	山形県における若者の県内回帰・定着を促進するため、県と市町村が連携して奨学金の返還を支援します。	
28			鶴岡市	山形県若者定着奨学金返還支援事業（地方創生枠・市町村連携枠）	平成29年3月1日～平成29年3月22日	鶴岡市育英奨学金貸与者・予定者又は日本学生支援機構第一種奨学金貸与者・予定者の内、大学卒業後6か月以内に山形県内に居住し、対象産業分野に3年間継続して就労した者	上記対象者が就業開始4年後以降に保有している奨学金残高又は助成候補者の認定を受けた年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額のいずれか低い額を上限に支援する。	
30			東根市	山形県若者定着奨学金返還支援事業	未定		①【地方創生枠】今年度大学等在学者・進学予定者で一定の要件を満たす方 ②【市町村連携枠】公益財団法人東根育英会より育英資金又は石川奨学金の貸与を受け、一定の要件を満たす方	①【地方創生枠】奨学金の返還残高又は助成候補者の認定を受けた年度の翌年度以降に奨学金を受けた月数に2万6千円を乗じた額のいずれか低い額を上限として支援する ②【市町村連携枠】育英資金・石川奨学金の返還残高又は平成29年4月1日以降に育英資金・石川奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額のいずれか低い額を上限として支援する
31			東根市	東根市石川奨学金返還支援事業	未定	公益財団法人東根育英会より石川奨学金の貸与を受け、一定の要件を満たす方	返還支援の決定を受けたものに対して、5万円を上限に支援する	
40			福島県	喜多方市	喜多方市奨学金償還支援制度	学校卒業の前年度から就職前まで	学校の在籍生、または30歳未満の方で市内に定住する見込み、かつ市内の事業所等に就職し8年以上継続して勤務する見込みの方	通常の償還年額（利子分を除く）相当額（年間最大180,000円） 正規の修業年数の2倍の期間（最長96月）
47		南会津町		南会津町奨学金制度	随時	奨学金の貸与を受けた者	看護師養成所等を卒業した後2年以内に正看護師免許を取得し、かつ、正看護師免許取得後5年以内に町内医療機関等に看護師として就職し、その後引き続き10年以上当該業務に従事したとき。	
51	二本松市	二本松市大卒者等定住促進奨励金		平成30年4月1日から	①正規雇用された時点において、奨学金の返済残高がある方 ②平成30年4月1日以降に、二本松市内の事務所、店舗、工場等に新規で正社員又は正職員として雇用された方 ※ 公務員、契約社員、嘱託、パートタイマー、アルバイト、臨時雇用者、市税滞納者は除く。 ③学校教育法に規定する大学、大学院の修士課程、大学院の博士課程、短期大学、専修学校（教育・社会福祉分野の専門課程）及び高等専門学校を卒業後、1年以内の方。 ④二本松市内に永住の意志をもって居住する方。	大卒者等の定住促進を図り若い世代の人口減少を抑制することを目的に、大学等を新規に卒業して市内へ定住し就労する者に大卒者等定住促進奨励金を支給。 （奨学金の返済を支援） ○奨励金の額 奨学金の返済残高と同額 （ただし1万円未満を切り捨てた額で、30万円を上限）	担当課は「総務部企画財政課地方創生推進係」	
56	関東	栃木県	-	とちぎ未来人材応援事業	①平成29年5月8日(月)～7月21日(金) ②平成29年9月1日(金)～11月30日(木) ③平成30年1月9日(火)～2月9日(金) (応募者多数の場合は、募集期間内でも応募を締め切る場合がある。)	大学3年生、大学院修士1年、短期大学1年、高等専門学校4年	栃木県内の製造業（大手企業は本社機能が県内にある場合に限る。）に就職した場合、奨学金返還を支援する。（日本学生支援機構第一種あるいは栃木県育英会の奨学金が対象）	
69	北信越・東海	群馬県	前橋市	前橋市Uターン若者就職奨励金（H29年度）	支給条件を満たした日から3か月以内又は平成30年3月30日のいずれか早い日まで	Uターンにより、前橋市内の中小企業に就職（正規雇用）し、6か月以上継続して勤務している方。	条件を満たす40歳未満の若者に対し、奨励金として5万円支給。（配偶者又はその他扶養家族とともに転入した場合は、それぞれ25,000円を加算。上限あり。）	
72		新潟県	-	新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業	随時	新潟県にUターン転職する30歳未満の者（その他要件あり）	上記対象者に対し、奨学金返還残額の1/2（最大120万円）まで支援	
74		富山県	-	富山県理工・薬学生対象奨学金返還助成事業	平成30年3月卒者の受付は終了（平成31年3月卒者の募集は12月頃から予定）	理工系大学院生・6年制薬学部生	県内企業（登録企業）に就職した理工系大学院生・6年制薬学部生を対象に、奨学金返還を助成（最大全額）	
80	静岡県	伊東市	伊東市育英奨学金	奨学金受付は4月中、返還減免受付は随時	卒業後、伊東市に住所を有した奨学生	返還金の2分の1に相当する額を免除		
84	近畿	三重県	-	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業	平成29年7月上旬～11月下旬を予定	・申請時に大学等の最終学年の1年前の学年以上の在籍生で、かつ就職が決まっていないう方 ・県内の規則で定める地域への定住を希望する方 ・常勤雇用又は個人事業主等として就業予定の方（公務員は除く） ・日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方（第二種は対象外） ・平成29年3月31日時点で35歳未満の方	大学等を卒業後、就業し、かつ指定地域に4年間居住した場合に助成金額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。	
86			兵庫県	-	中小企業就業者確保支援事業	随時	本社が兵庫県内にある中小企業で、以下の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有している社 ①正社員 ②30歳未満 ③日本学生支援機構の奨学金を受け、返済義務のある者 ④就職後3年以内 ⑤申請時点で兵庫県内事業所に勤務する者	従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている中小企業に対して、負担額の一部を補助する。
101		奈良県	十津川村	十津川村奨学金等返還補助金	平成29年12月28日(木)	(1) 高校、大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者で、奨学金等の返還を行っている者 (2) 十津川村に住居登録があり、現に居住している者 (3) 交付を受けようとする日の属する年から起算して5年以上、十津川村に居住する意思がある者 (4) 村税及び奨学金等の滞納がない者 (5) 平成29年4月1日から平成31年12月27日までの期間で、前各号に該当する者	年度ごとに奨学金等の返還のために支払われた額の全額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助することとし、上限は20万円とする。（補助期間は3ヶ年）	
103			吉野町	ふるさと吉野定住促進奨学金貸付制度	毎年5月1日～末日	町内に住所を有し、卒業後も在住する意思のある方	月額3万円の奨学金を貸付し、大学等を卒業後3年以内に町内に居住し、引き続き返済期間の全部または一部に相当する期間町内に居住したとき、返済金の全額または一部を免除する。	
107			-	鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	募集定員に達するまで（各事業年度）	製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域に県内就職を希望する 高専生、短大生、大学生、大学院生、卒業生(35歳未満)の方	若い皆さんに鳥取県で活躍してもらうため産業界と協力して、奨学金返還助成を行っています！学生は、卒業年の前年度（4年制大学なら3年生）から認定申請できます。就職するまでに認定を受けていただく必要がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。	
112	鳥取県	湯梨浜町	湯梨浜町ふるさと人材育成奨学金支援助成金	随時	県内の対象業種に就職または就職を希望する大学等の在籍生または既卒者で、町内へ定住する者 ※鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定を受けていること。	就職または就業した日から8年間または奨学金の返還が終了した日のいずれか早い日まで、助成金を支給する		
114		日南町	介護福祉人材育成奨学金制度	随時	介護福祉士を目指す方	介護福祉士養成施設で2年間学び、資格取得後、日南町内に居住し、町内の介護福祉事業所に4年以上勤務すれば、次のような奨学金制度が利用できます。 (1年次：最大100万円) 入学金、授業料、施設費、実習費相当額 (2年次：最大100万円) 授業料、施設費、実習費相当額 ※4年を満了せずに退職する場合や、在学中に休学等があった場合等、返還免除には一定の要件があります。		
120	島根県	-	島根県奨学金返還助成制度（中山間地域・離島での資格取得促進）	平成29年10月2日～平成30年1月31日	申請時点で高校・大学等の最終学年在籍者	島根県内の中山間地域・離島の企業等へ就職し、実務経験を必要とする国家資格等の取得を目指す新卒者の奨学金の返還額の全部または一部を助成		
131		美郷町	ふるさと定住奨学金	実施年度の5～6月(平成29年度からの事業のため、今後の受付期間は未定)	本人または保護者が美郷町に住所を有し、中等教育学校以上に在学中の学生。卒業後美郷町に定住する意思があること。	若者の定住と人材育成を目的に将来町に定住することを条件とした変換不要の給付型奨学金制度。平成29年度より実施。		
138	岡山県	津山市	津山市若者定住促進奨学金返還補助事業	学生のうち登録（帰ってきんちゃい登録）が必要	津山市に住居登録し、津山圏域で常用雇用者として3年以上勤務した者	津山圏域で就職する方に最大72万円奨学金の返還補助を行います。		

地方就職に係る地方自治体等の支援施策の情報

【奨学金返済免除・支援】

更新日：2017/12/25

No	エリア	道府県	市区町村	名称	受付期間	対象者	概要	
142	中国・四国	山口県	-	山口県高度産業人材奨学金返還補助制度	平成29年6月12日～平成29年7月14日	一 応募時点で、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の無利子奨学金の貸与を受けている方又は貸与の申請をしている方 二 応募時点で、次の(1),(2)のいずれかに該当する方 (1) 大学院修士課程（博士課程前期を含み、一貫制博士課程は除く。）の1年生で、工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科（これらに相当する研究科を含む）に在籍 (2) 大学の薬学部（これらに相当する学部を含む）の5年生で、薬学共用試験に合格 三 大学院修士課程修了又は大学卒業した年の翌年4月末日までに県内製造業（製造業を営む企業の山口県内の事業所）で就業することを希望する方	H Pを参照ください	
144		徳島県	-	(とくしま帰帰) 加速・産業人材支援事業	平成29年8月1日(火)～12月22日(金)	・大学、大学院、高等専門学校を平成29年度、30年度に卒業する方 ・大学、大学院、高等専門学校の既卒者で30歳以下の県外在住者	・募集人数：100名程度 ・助成候補者の認定：平成30年2月末 ・助成金額：無利子奨学金借受総額の1/2(上限100万円) 有利子奨学金借受総額の1/3(上限100万円)	
145		香川県	丸亀市	丸亀市地元就職促進補助金	技能者育成資金融資の返済開始1～3年後の各年	下記条件をすべて満たす者※⑤は(1)～(3)のいずれか ①平成26年4月1日以降に四国職業能力開発大学校（以下「四国ポリテクカレッジ」）に入学した者 ②技能者育成資金融資制度を利用し、四国ポリテクカレッジを卒業した者 ③技能者育成資金融資を返済中で、融資返済金、市税等の滞納が無い者 ④丸亀市に住民票があり、現に居住している者 ⑤(1)平成30年3月1日以降に市内に本社を有する事業所等に就職し、1年以上継続して正規雇用をされている者 (2)平成30年3月1日以降に市内に本社を有しない事業所等に就職し、市内の事業場で1年以上継続して正規雇用をされ、就業している者 (3)平成30年3月以降に市内において起業し、1年以上継続して事業を行っている者	四国職業能力開発大学校「四国ポリテクカレッジ」卒業生の地元での就職を支援することにより、市内事業所等の人材確保と定住を促進します。	
147			観音寺市	保育士奨学金返済支援事業	随時受付	奨学金を利用して保育士資格を取得した人	奨学金を利用して保育士資格を取得した人が、市内の民間保育施設に就職した場合、保育士本人に対して返済に要した費用（上限20万円/年）の1/2を補助する。	
152			小豆島町	小豆島町奨学金貸付制度	4月1日～末日	高等学校、大学等に進学または在学している方	修学の意欲があり、経済的な理由で修学が困難な方に対して、修学の機会を確保するとともに、本町の振興と発展に必要な人材の育成を図るためのものです。 大学等を卒業後、町内に住所を有し、郡内事業所に就業するときは、奨学金の返還の猶予ができます。さらに、返還猶予期間が5年間を経過すれば、返還が免除できます。	
156			宇和島市	宇和島市奨学金返済支援事業	平成29年6月19日(木)～平成30年3月30日(金) ※受付期間は年度毎に異なります。	年齢30歳以下で平成27年3月以降に宇和島市内で就職し1年以上働いている方。 ※要綱による補助対象要件を全て満たす方。※公務員の方（臨時・嘱託含む）は除く。	【事業目的】 奨学金返済を支援し、若者の移住定住、地元就職の促進を図り活力ある宇和島を目指す。 【補助内容】 交付申請年度の前年度奨学金返済額の2/3、上限額20万円を5年間（最大100万円）補助。	
159			新居浜市	新居浜市奨学金返済支援事業	平成28年4月～	平成27年3月以降に市内中小企業へ就職し、奨学金を返済中の30歳以下の方	本市へのU・I・Jターン、地元就職を促進するため、上記対象者に奨学金返済金の一部（最大60万円）を補助する制度	
160			大洲市	移住・定住促進補助金（奨学金返還補助金）	～平成30年3月31日	市内に就業した30歳未満の方 ※他条件有	奨学金返還額の一部を補助 (補助金額12万円/年(補助率1/2) ※最長5年)	
165			四国中央市	四国中央市医師確保奨学金貸付制度	平成29年4月3日～平成29年6月30日	四国中央市の指定医療機関で勤務する意思を有し、国内の大学（自治医科大学を除く。）の医学部で医学を専攻する学生（同種の奨学金制度を利用している方は、対象外） ※本人又は保護者等が四国中央市民の方を対象とする	この奨学金制度は、将来医師として四国中央市の指定医療機関に勤務しようとする医学生に対し、修学に必要な資金を貸付し、四国中央市の指定医療機関で貸付期間と同期間、勤務すれば奨学金の返還を免除するものです。	
166			久万高原町	久万高原町看護師奨学金貸付制度	-	看護師として久万高原町立病院に勤務する意思を有するもの	久万高原町立病院に勤務する意思を有するものに対し、月70,000円の奨学金を支給。就職後、3年以上勤続で返還免除。	
170			伊方町	伊方町奨学金返還助成金支給企業等支援補助金	通年	町長が事業所ごとに認めた職種の新規採用者であって、採用の日から5年を経過するまでの者	事業主が新規就業者に対して支給した奨学金返還助成金を対象に、対象経費の3/4を町が当該事業主に補助金として交付	
173			愛南町	奨学金返済支援補助事業	随時	平成27年3月以降に町内において新規就業等をし、交付申請年度の年齢が35歳以下で町内に住民票があり、申請書年度より5年以上居住する意思のある方 等	新規就業者等の奨学金返済金の一部を、最大5年間補助します。 補助率は3分の2、上限額は毎年度20万円です。	
175			高知県	-	高知県産業人材定着支援事業	平成30年2月～4月中旬	①日本学生支援機構の第1種奨学金の貸与を受けている人 ②平成29年度に大学等を卒業後、6か月以内に県内で就職予定の人（公務員を除く） ③大学等で学んだ知識を活かし、高知県の発展に貢献できる人	大学等在学中に日本学生支援機構の第1種奨学金の貸与を受け、卒業後高知県内で就職し、一定期間継続して就業した場合に、県が奨学金返還の一部を支援する制度
176		九州・沖縄	福岡県	北九州市	北九州市未来人材支援事業（奨学金返還支援事業）	平成29年度～平成31年度	大学・大学院、短大、高専などを卒業見込の者（一部既卒者を含む）	市内就職・市内居住を条件に、奨学金返還のための資金を一部補助します。【北九州市企画調整局企画課】
199			熊本県	上天草市	未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成制度	平成29年度から施行	平成29年度以降に上天草市奨学金貸付と条例に基づく奨学金の貸与を受けた者	人口減少が加速している本市において、若者の地元定着を促進するため、上天草市奨学金貸付と条例に基づく奨学金の貸与を受け、返還した場合、高校、大学等卒業後10年以内に本市に居住・就業した期間分の奨学金返還を助成する制度
209				-	ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金	2018年4月以降	県内の中小製造業又は中小情報サービス業に開発技術者等として就職する大学院、大学又は高等専門学校の学生	本県のものづくり産業の将来を担う人材の県内就職及び定着を促進するため、県内の中小製造業又は中小情報サービス業に開発技術者等として6年間就業する方の、奨学金等の返還に要する経費の一部を支援。
210				-	芸術文化関連産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金	2018年4月以降	県内の中小企業に、イラストレーターや音楽講師、建築士等として就職する大学院、大学、短大又は高等専門学校の学生	本県の芸術文化関連産業の将来を担う人材の県内就職及び定着を促進するため、県内の中小企業にイラストレーターや音楽講師、建築士等として6年間就業する方の、奨学金等の返還に要する経費の一部を支援。
213			大分県	宇佐市	宇佐市Uターン奨学金返還支援事業	平成29年度申請分は未定	(1)Uターン者（平成28年3月1日以降宇佐市に居住を開始し、その日から1年以内に就職した者） (2)申請年の1月1日に宇佐市に住民登録があり、現に居住している方 (3)大学、短期大学、専修学校専門課程に進学し、在学している期間に奨学金の貸与を受けた方 (4)申請年の前年に奨学金を返還している方 (5)申請年の前年の給与収入が300万円未満である方 (6)公的医療保険の被用者保険に加入している方（ただし、被扶養者は除く。） (7)国及び地方公共団体の常勤一般職の職員でない方（ただし、臨時的に任用される者を除く。） (8)奨学金返還に関する他の補助金を受給していない方 (9)市税等を滞納していない方 (10)暴力団員または暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者でないこと (11)宇佐市の住民として10年以上定住する意思をもって居住する方	企業の人材不足の解消と定住を促進するため、新たに宇佐市に転入し企業で働きはじめた方の奨学金返還を補助する事業
215			宮崎県	-	ひなた創生のための奨学金返還支援事業	平成29年8月以降の予定	次の全てに該当する方 ・次年度に対象となる支援企業に正規雇用により就職し、5年以上継続して勤務する予定のある方（既卒者も可） ・日本学生支援機構奨学金、宮崎県英資奨学金、宮崎県奨学金のいずれかの貸与を受けている方	大学等に在学中に貸与を受けた奨学金の要返還額の2分の1を上限に、対象となる支援企業に就職した1年目、3年目、5年目に返還支援を行います。
220			-	大学等奨学金返還支援制度	①平成29年4月～7月（大学等進学予定者） ②平成29年10月～平成30年1月（大学等卒業予定者） ③通年募集（社会人）	①大学等進学予定者で、進学後、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を希望する方 ②大学等卒業予定者で、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けている方 ③県外在住の社会人で、大学等在学時、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けていた35歳未満の方	大学等卒業後に県内に就業するなどの要件を満たしている場合、在学時に借り受けた奨学金の返還を支援する。	
222			霧島市	「霧島ふるさと愛」若者応援事業	随時（要件を満たした時点で申請可）	①市奨学金貸与者②高等専門学校以上の貸与者③卒業④市内居住・就労等	市奨学金を貸与し、卒業後の返還期間中に、市内に居住・就労などの条件を5年間継続したときは5年経過した翌月に貸与総額の2分の1以内の額を免除、さらに引き続き猶予を受けた期間が5年間（計10年間）継続したときは5年経過した翌月にさらに貸与総額の2分の1の額（実質、全額）の免除。※要申請	
223			鹿児島県	日置市	日置市奨学金貸付制度	未定（年内）	高等学校（専攻科に限る。）、大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年並びに専攻科に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）	本市では、有用な人材の育成に資するため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学を困難とする者に対して、月4万円の奨学金を貸し付けている。また、定住促進を図るため、5年以上市内に住所及び住み、県内で就業した場合には、卒業後6年目から10年目までの期間に毎年返還金が免除される制度を設けている。

地方就職に係る地方自治体等の支援施策の情報

【奨学金返済免除・支援】

更新日：2017/12/25

No	エリア	道府県	市区町村	名称	受付期間	対象者	概要
224			西之表市	西之表市奨学金返済の免除	随時	西之表市奨学生	西之表市奨学生であった者が、返還期間（10年間）内に西之表市に住民登録し、引き続き5年間市内に居住、かつ、本市で就業していたとき、願出により奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。（返還及び市税等の滞納のある方または公務員として採用された方は除く。）
225			薩摩川内市	薩摩川内市奨学金返還支援制度（若者就労者奨学金返還支援プロジェクト）	市HP等でお知らせ予定	大学を卒業し、本市内の中小企業等に就職した30歳未満の者（その他条件あり）	大学を卒業し、本市内の中小企業等に就職した30歳未満の者が返還する奨学金の一部について助成するもの